資料５

西脇市環境審議会運営規則（案）

平成22年10月６日
改正　平成28年12月14日
改正　令和　年　月　日
西脇市環境審議会決議

（趣旨）
第１条　この規則は、西脇市環境審議会規則（平成17年規則第95号）第６条の規定に基づき、西脇市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。
（会議の公開）
第２条　会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。
⑴　出席委員の過半数の賛同を得た場合
⑵　審議会において西脇市情報公開条例（平成17年西脇市条例第21号。以下「公開条例」という。）第７条に規定する不開示情報に該当する事項について審議等を行う場合
⑶　会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められる場合
（会議の開催情報の周知）
第３条　会議の開催情報の周知については、会議の公開、非公開にかかわらず、「西脇市審議会等の会議の開催に関する情報」（様式第１号）により、開催日のおおむね１週間前までに西脇市審議会等開催情報掲示板（本庁舎１階受付横）へ掲示し、市のホームページ等へ掲載するものとする。
（傍聴人の定員）
第４条　傍聴人（報道関係者を除く。以下同じ。）の定員は、原則５人とする。ただし、会長は、会議の会場（以下「会場」という。）の都合により定員を変更することができる。
（傍聴の手続）
第５条　傍聴人の定員は、会場規模に応じて会長が定める。
２　傍聴希望者の受付は、会議開催予定時刻の30分前から開始前までにおいて先着順で行うものとする。
３　傍聴人に対しては、傍聴受付の順に傍聴証（様式第２号）を交付する。
４　傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

（傍聴することができない者）
第６条　次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
⑴　刃物その他危険なものを携帯している者
⑵　酒気を帯びていると認められる者
⑶　張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
⑷　笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
⑸　ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機及びパソコンの類を携帯している者（報道関係者を除く。）
⑹　前各号に掲げるもののほか会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
（傍聴人の守るべき事項）
第７条　傍聴人は、会議の傍聴席において、次の事項を守らなければならない。
⑴　会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
⑵　私語、談笑等により会議の妨害をしないこと。
⑶　飲食及び喫煙をしないこと。
⑷　みだりに席を離れないこと。
⑸　携帯電話等の電源は切ること。
⑹　その他係員の指示に従うこと。
２　前項の遵守事項を、会場の見やすい場所に掲示するものとする。
３　傍聴人がこの規定に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。
（資料の提供）
第８条　会長は、傍聴人に会議資料を無償で配付するものとする。
２　前項の会議資料が不開示情報を含むものであると認めるときは、当該不開示情報に係る部分を除いたものを配付することができる。
３　会議資料が相当量に及ぶ場合又はその作成に相当の経費を要する場合は、当該会議資料を会場に備え、閲覧に供することができる。
（規律）
第９条　何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。
２　会場において、資料、新聞及び文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。
（会議録）
第10条　会長は、会議の公開、非公開の別にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を調製し、次の事項を記載しなければならない。

⑴　審議会の会議の日時及び場所
⑵　出席した委員及び専門委員の氏名
⑶　会議に付した案件
⑷　その他会議において必要と認めた事項

２　会議録は、磁気テープ又は磁気ディスクによる保存とし、要点のみ「審議会等の会議の記録」（様式第３号）に記録し、会議録とする。

３　会議録に署名する委員は、会長並びに２人の委員とし、会長がその都度指名する。

４　第２項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは詳細な議事録を作成することができる。

（会議録の公表）

第11条　前条の規定により作成した会議録のうち、非公開と決定した会議の記録以外については、作成後速やかに公開する。ただし、次に掲げる事項については公表しない。

⑴　発言した委員及び専門委員の氏名
⑵　前号に掲げる者の氏名が識別され得ると会長が認める事項
⑶　その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項
⑷　公開条例第７条に規定する非開示情報に該当すると認められる事項が記載された部分

２　会議録の公開は、審議会等の所管課及び市情報公開コーナーにおける閲覧並びに市ホームページへの掲載により行う。

３　議事録の公表の期間については、市の文書保存期間に応じて取り扱うこととする。ただし、情報公開コーナーにおける閲覧については、当該議事録を作成した日の属する年度の翌年度の末日までの間行うものとする。

（補則）

第12条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成22年10月６日から施行する。

附　則

この規則は、平成28年12月14日から施行する。

附　則

この規則は、令和　年　月　日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

西脇市審議会等の会議の開催に関する情報

<table>
<tr><td>審議会等の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>開催日時</td><td colspan="2">年　月　日（　）
午前・午後　時　分～　時　分</td></tr>
<tr><td>開催場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>議題又は協議事項</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>公開・非公開の別</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>非公開の理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">傍聴について</td><td>定員</td><td></td></tr>
<tr><td>定員を超えた場合の処置</td><td></td></tr>
<tr><td>受付時間</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">特記事項</td></tr>
<tr><td>問合せ先</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第２号（第５条関係）

傍　　聴　　証

第　　号

審議会等の名称	西脇市環境審議会

様式第３号（第10条関係）

審議会等の会議の記録

審議会等の名称	
開催日時	年　月　日（　） 午前・午後　時　分～　時　分
開催場所	
出席委員の氏名又は人数	
欠席委員の氏名又は人数	
出席職員の職・氏名又は人数	
公開・非公開の別	
非公開の理由	
傍聴人の数	
議題又は協議事項	

会議の記録（概要）	
発言者	
問合せ先	